

件名	「3月10日の県教育委員会の申し渡しにおける と とする県教委の発言内容のすべて」の不訂正決定の件【諮問第14号】		
訂正請求年月日	平成17年5月27日	実施機関の決定年月日	平成17年6月24日
実施機関(担当課)	山梨県教育委員会(義務教育課)	決定内容	不訂正決定
不訂正理由	実際の発言内容を記録した文書を作成・保有しておらず、訂正できない。 開示した文書は読み上げに関する準備書類であり、実際の発言内容を記録した文書と異なるから訂正を要しない。		
異議申立て年月日	平成17年8月19日	諮問年月日	平成17年9月9日
答申年月日	平成18年10月13日	摘要	
事案の概要	<p>異議申立人は、実施機関に対し、「3月10日の県教育委員会の申し渡しにおける と とする県教委の発言内容のすべて」の開示請求(条例第14条)を行った。(H17.4.18)</p> <p>実施機関は、請求に係る保有個人情報として、申し渡しを行う際の読み上げに関する準備書類(以下「本件行政文書」という。)に記録されている情報を特定し、その全部を開示する決定(条例第20条第1項)をした。(H17.5.18)</p> <p>異議申立人は、「3月10日の実施機関の申し渡しにおける県教委の発言内容のすべてを開示請求しているにもかかわらず、その発言は の述べた内容の一部しか開示されておらず、事実と異なる。」とし、実施機関に対し保有個人情報の訂正請求(条例第29条第1項)を行った。(H17.5.27)</p> <p>実施機関は、これに対し不訂正決定(条例第32条第2項)をした。(H17.6.24)</p> <p>異議申立人は、当該不訂正決定を不服とし、実施機関に対し異議申立て(行政不服審査法第6条)を行った。(H17.8.19)</p> <p>実施機関は、山梨県個人情報保護審議会あて諮問した。(H17.9.9)</p>		
争点	実施機関の申し渡しにおける担当職員の発言内容は、本件行政文書の内容と相違しているから、実施機関は、実際の発言内容のとおり訂正しなければならない、とする異議申立人の主張は認められるのか。		
審議会の結論等	<p>1 審議会の結論 山梨県教育委員会が平成17年6月24日付けで異議申立人に対して行った保有個人情報不訂正決定処分については、妥当である。</p> <p>2 審議会の判断 異議申立人の主張は認められない。 【理由】異議申立人の主張は、実施機関の担当職員が異議申立人に対し実際に行った発言の内容を文書化するように求めるものであり、本件行政文書に記録されている異議申立人を本人とする保有個人情報のうち客観的な正誤の判断になじむ事項に誤りがあると主張するものではない。したがって、本件は、条例第29条第1項の保有個人情報の「内容が事実でない」場合に該当せず、本件訂正請求に「理由がある」(条例第31条)と認めることはできない。</p>		

